

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 268 回

今年もあっという間に 1 年が過ぎました。
 皆様、1 年の目標は達成できそうですか。
 自分を変えられましたでしょうか。
 なかなか安倍さんが言われるようには企業も成長することはできませんね。
 特に中小企業の成長戦略は難しいですね。
 やはり少しでも変えるイノベーションをしていかなければなかなか発展、改革はできません。

さて、発展するためのソースや情報はどこから集めればいいのでしょうか？
 そこでちょっと質問ですが！！

- ① 毎日、業界紙は読んでますか？
- ② ビジネス情報誌は月に何冊読んでますか？
- ③ 異業種、あるいは同業の方との交流会には定期的に出て情報を集めてますか？

とにかく、より良い情報を入手し、利用し、自社を変えていかなければ、目標も達成できないし、イノベーションもできません。

自己啓発して、なんとかより価値ある会社を目指しましょう！！

前田の《今人生を語る》第 173 回



これから日本はどうか？日本人はどうすればいいのか。
 内なる敵と外敵（アメリカ、中国、韓国、北朝鮮）にどう対処すればいいのか。
 ガン細胞だらけの日本をどう良くしていくか。
 又、教育をどう改革していくか、本当に大変ですね。
 できれば私も、皆さんも、そこに「乾坤の一滴」を投じたいですね。
 日本を良くしたいですね！！

民間投資活性化等のための税制改正大綱

竹尾 元宏

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が 10 月 1 日に政府与党責任者会議で承認されました。この税制改正は、消費税引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策として、通常の税制改正から切り離し、前倒しで決定されました。この内容について 3 つの税制をピックアップして解説いたします。

① 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、先端設備、生産ラインやホールの改善に資する設備等の取得等をした場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができる税制です。ただし、税額控除額は当期の法人税額の 20% を上限とします。

	～平成 28 年 3 月 31 日	～平成 29 年 3 月 31 日
機械装置など	即時償却 or 5% 税額控除	50% 特別償却 or 4% 税額控除
建物・構築物	即時償却 or 3% 税額控除	25% 特別償却 or 2% 税額控除

② 中小企業等投資促進税制の拡大・延長

適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長されました。
 産業競争力強化法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取得等した特定機械装置等が生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は 7%（資本金 3,000 万円以下の中小企業者等は 10%）の税額控除ができます。
 また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期間が 2 年延長されました。

③ 所得拡大促進税制の拡大・延長

適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に 2 年間延長されました。

	改正案（下線部：改正）
摘要期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度
摘要要件 ①	雇用者給与等支給額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 【A】 【A の数値】 1) H27.3/31 まで：102% 2) H27.4/1～H28.3/31：103% 3) H28.4/1～H30.3/31：105%
摘要要件 ②	<u>継続雇用者の平均給与等支給額</u> $>$ <u>継続雇用者の比較平均給与等支給額</u>
摘要要件 ③	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額
控除額	給与等支給増加額の 10% を法人税額から控除 （限度額：法人税額の 10% 中小企業者等は 20%）